

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加
担当部局	総務省 情報流通行政局 放送政策課
評価実施時期	令和 6年 6月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】</p> <p>事前評価時点では、総務省の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会(座長:伊東晋 東京理科大学名誉教授)」(以下「検討分科会」という。)で取りまとめられた「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)において、V-High帯域(207.5~222MHz)※を通信・放送分野のいずれかもしくは複数のシステムに割り当てることとされていた。これらのシステムが事業者により迅速かつ円滑に整備されるためには、事業者の創意工夫による電波の有効利用をこれまで以上に促進する必要があった。そのため、総務省では、電波の有効利用をより一層図る観点から、通信分野では導入済みであった制度を拡充し、放送分野(移動受信用地上基幹放送)への周波数割当に当たっても、必要となる特定基地局の開設計画の審査項目に、事業者の創意工夫を審査する項目として、「特定基地局開設料」(特定基地局で使用する周波数の経済的価値を開設計画の申請者が自ら評価した金額であり、開設計画が認定された場合は、当該評価額を納付する。)に関する事項を追加する等の措置(以下「本件規制」という。)を講じた。</p> <p>本件規制措置後、特定基地局開設料に関する制度が活用され、V-High帯域に放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムが割り当てられる状況には至っていないが、事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>※地上テレビジョン放送のデジタル化に伴って生じた空き周波数帯のうち207.5MHz以上222MHz以下の周波数帯。</p> <p>【事前評価時におけるペースラインの検証】</p> <p>事前評価時点では、V-High帯域を放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムに割り当てることとした場合に、事業者の創意工夫に基づく電波の有効利用の取組を適切に審査することができないため、創意工夫によって一層の電波の有効利用を図る事業者に周波数を割り当てることができず、事業者による放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムの迅速かつ円滑な整備を図ることが困難な状況をペースラインとして想定していたものである。【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】で述べたとおり、事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響は発現していないため、ペースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】</p> <p>V-High帯域の活用方策については、検討分科会において検討を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」が取りまとめられ、ユースケースの具体化のため実証実験を行っていくこととされた。また、令和2年1月には基本方針が公表され、これも踏まえ、ユースケース具体化のための実証実験が行われた。事前評価後の令和4年6月には実証実験等の結果が取りまとめられ、今後、総務省において、通信サービスの高度化に関する具体的なシステムの導入に向けた検討を進めたいとされた。これを受け、総務省は、V-High帯域の活用方策として、200MHz帯公共プロードバンド移動通信システム(公共BB)の周波数の拡張等について令和6年6月に情報通信審議会へ諮問し、現在検討が行われているところである。</p> <p>電波の有効利用をより一層図る観点からは、通信分野、放送分野の区別無く、事業者の創意工夫を適切に審査する必要があるところ、本件規制によって、特定基地局開設料に関する制度の対象を放送分野にも拡充する措置は、今後、V-High帯域を含む周波数の活用方策を検討していく上で、維持しておくことが適当と考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>本件規制の導入は、現行の特定基地局の開設計画の認定制度の審査項目に1項目を追加するものであり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考える。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>本件規制は、従来の特定基地局の開設計画の認定制度において、審査項目に1項目を追加するものであり、開設計画の作成に関して、追加された項目を記載するための新たな事務作業費用が発生すると考えられるが、事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていない。</p> <p>当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば追加された事項の記載のための事務に5人で7時間を要すると仮定すると、一者あたりの費用は、 $5\text{人} \times 7\text{時間} \times \text{単価}3,018\text{円}(\text{※}) = 105,630\text{円}/\text{者}$ と推計される。</p> <p>※ $3,018\text{円} \div (\text{令和4年分民間給与実態統計調査(国税庁)} \text{における令和3年分の平均給与額(正規、年間)}) 5,157,000\text{円} \div (\text{労働統計要覧(厚生労働省)} \text{の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模 30人以上} 1,709\text{時間}) \text{令和3年}$ なお、特定基地局開設料の額を記載するのは開設計画の認定を受けようとする時にのみ生ずる作業であり、遵守費用は限定的であるといえる。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていないため、事前評価時の推計との比較は困難である。なお、事前評価当時には遵守費用は限定的であることを想定していた。</p> <p>【「行政費用」の把握】</p> <p>【行政費用】</p> <p>移動受信用地上基幹放送の特定基地局を開設しようとする者が開設計画を総務大臣に提出した場合、総務大臣は、特定基地局開設料の額に関する項目を審査する費用が新たに発生するが、事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていない。</p> <p>当該費用を一律的に示すことは困難であるが、例えば審査のための事務に3人で12時間を要すると仮定すると、一審査あたりの費用は、 $3\text{人} \times 12\text{時間} \times \text{単価}1,491\text{円}(\text{※}) = 53,676\text{円}/\text{審査}$ と推計される。</p> <p>※ $\text{令和5年国家公務員給与等実態調査より、行政職俸給表(一)2級職員の平均俸給額} 231,049\text{円} \text{より、1時間当たりの平均俸給額} = 231,049[\text{円}/\text{月}] \div (7.75\text{時間} \times 5\text{日} \times 4\text{週間}) \approx 1,491[\text{円}/\text{時間}] \text{と計算される。}$ なお、開設計画の認定に係る特定基地局開設料の額に関する項目の審査は、その認定を行う時にのみ生ずる作業であり、発生する行政費用は限定的であるといえる。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていないため、事前評価時の推計との比較は困難である。なお、事前評価当時には遵守費用は限定的であることを想定していた。</p> <p>【効果(定量化)の把握】</p> <p>【効果】</p> <p>事前評価後、移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていない。よって特定基地局開設料の収入も生じていないが、本件規制の導入により、今後、移動受信用地上基幹放送への周波数を割り当てることとなった場合には、総務省で事業者の創意工夫を適切に審査することができるようになった。これにより、創意工夫によって一層の電波の有効利用を図る事業者に周波数が割り当てられることになったため、事業者による放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムの迅速かつ円滑な整備が図られることが期待される。</p> <p>【効果予測との比較】</p> <p>事前評価時はV-High帯域で導入されるシステムが決まっておらず、移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請が具体的に想定されていたものではない。現時点においても放送分野(移動受信用地上基幹放送)のシステムへの周波数の割り当てではなく、事前評価時に設定した指標に基づく効果の定量的把握は困難である。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】</p> <p>【便益】</p> <p>特定基地局開設料については、開設計画に関する状況により変動するものであるが、移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の認定に係る審査項目に特定基地局開設料に関する事項を追加してから、これまで移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきておらず、収入は発生していない。</p> <p>【便益推計との比較】</p> <p>便益の金銭価値化が可能ではなく、また、事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていないため、事前評価時の便益推計との比較は困難である。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】</p> <p>【副次的及び波及的な影響】</p> <p>事業者が特定基地局開設料を支払った場合には、Society5.0の実現に向けた取組が促進されることが想定されるが、事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきておらず、副次的及び波及的な影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時に意図していなかった負の影響】</p> <p>事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきておらず、意図していなかった負の影響は特段確認されていない。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価後に移動受信用地上基幹放送を行う特定基地局の開設計画の申請は出てきていないため、事前評価時に想定した影響との比較は困難である。</p>
考察	本件規制により、今後、電波の有効利用をより一層図る観点からは、通信分野、放送分野の区別無く、事業者の創意工夫を適切に審査することが可能となる一方で、放送分野の事業者に発生する可能性のある遵守費用や行政費用は限定的である。 また、本件規制によって生じる間接的影響も認められないため、本件規制は妥当であると考えられる。
備考	